⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成29年12月25日から平成30年２月６日まで　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成30年２月６日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、平成30年２月６日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成30年２月６日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成30年２月９日10時00分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。

5　その他

⑴～⑱　第１号５⑴～⑱に同じ。

6　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Superstructure of the Yokohama-Shounanroad Fujisawa Offramp Bridge

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 22 November 2017.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 6 February 2018 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 6 February 2018).

⑹　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 10 月 27 日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

A　平成29―31年度　新町川橋下部（その１）工事

B　平成29―31年度　新町川橋下部（その２）工事

⑶　工事場所

A　徳島県徳島市東沖洲地先から新町川

B　徳島県徳島市新町川から津田海岸町地先

⑷　工事内容

A　工事延長　Ｌ＝140m、鋼管矢板基礎１式、ＲＣ橋脚工　１式、仮設工　１式

B　工事延長　Ｌ＝150m、鋼管矢板基礎１式、ＲＣ橋脚工　１式、仮設工　１式

⑸　工期

A　平成32年２月28日まで

B　平成32年２月28日まで

⑹　使用する主要な資機材

A　生コンクリート　約5,000㎥、鋼材　約4,000ｔ

B　生コンクリート　約7,000㎥、鋼材　約3,900ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本入札公告に記載の工事は、技術資料を共有化できる上記１に示した工事（以下「一括審査対象工事」という。）を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本案件は、電子入札システムにおいて一括審査対象工事が別々に案件登録されており、当該一括審査対象工事のいずれかに参加を希望する場合は、全ての工事に競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出が必要であり、競争参加資格確認資料（技術提案書を含む。以下「技術資料等」という。）の提出は一括審査対象工事のいずれか１件の工事に提出すること。なお、入札については参加を希望する工事にのみ入札すること。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

４）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

５）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

７）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

８）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

９）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

2　競争参加資格

次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑿までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年10月27日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成29―31年度新町川橋下部（その１）工事」及び「平成29―31年度新町川橋下部（その２）工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成14年度以降に元請けとして、以下に示すア）及びイ）の工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成14年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。

ア）基礎型式が鋼管矢板基礎で杭長が27m以上の工事の施工実績を有すること。

イ）鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）

なお、ア）及びイ）は同一工事でなくても良いが、別工事の場合はア）の条件を満たす工事とイ）の条件を満たす工事の実績を有すること。ただし、杭長とは杭完成後の長さとする。

また、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。